

配置予定技術者調書

- 1 工事番号 天水分署庁舎建設事業 第5号
- 2 工事名 天水分署庁舎建設工事
- 3 工事場所 玉名市天水町竹崎8番地1
- 4 現場代理人氏名 _____
- 5 主任技術者氏名 _____
保有資格 _____
免許番号 _____
- 6 監理技術者氏名 _____
保有資格 _____
免許番号 _____
監理技術者資格者証番号 _____
- 7 専門技術者氏名 _____
保有資格 _____
免許番号 _____

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者名

印

有明広域行政事務組合

代表理事 浅田 敏彦 様

- (注) 1 当該工事が建設業法第26条第2項の規定に該当する場合は監理技術者を設置するものとし、それ以外の場合には主任技術者を設置するものとする。
- 2 専門技術者とは、建設業法第26条の2に規定するものをいう。
- 3 現場代理人、主任(監理)技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
- 4 現場代理人、主任(監理)技術者及び専門技術者については、各種免許の写しを添付すること。